NEWS RELEASE

セブン&アイHLDGS.
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

岡山県内 初！

2018年3月28日

総社市とセブン-イレブン・ジャパン『総社市高年齢者雇用、並びに見守り活動に関する協定』を締結

～セブン-イレブンが高年齢者の雇用促進や地域見守り活動を実施～

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（東京都、代表取締役社長：古屋 一樹）は、総社市（片岡 聡一市長）と2018年3月28日（水）に、高年齢者の雇用促進、雇用している高年齢者の健康管理・見守り、高齢者の異変状況の確認と報告等、地域の見守り活動を強化するため『総社市高年齢者雇用、並びに見守り活動に関する協定』を締結いたします。

セブン-イレブン・ジャパンとして、岡山県内の市町村との見守りに関する協定の締結は、今回が初となります。

記

1. **協定の名称**　『総社市高年齢者雇用、並びに見守り活動に関する協定』

2. **協定締結日**　2018年3月28日（水）

3. **協定締結の目的**

総社市とセブン-イレブン・ジャパンが連携することにより、見守り活動や高年齢者の積極的な雇用を通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮せる街づくりを推進してまいります。

＜ご参考＞　セブン-イレブンの店舗数（2018年2月末現在）

総社市内：9店舗、岡山県内：301店舗、全国：20,260店舗

以上

総社市高年齢者雇用、並びに見守り活動に関する協定書

総社市（以下「甲」という。）と、株式会社セブン‐イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、地域見守り活動（以下「事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（前提）

1　甲は、総社市に住所を有する高年齢者が元気でいきがいを持って活躍するまちづくりを推進する為に、見守り活動並びに高年齢者の雇用に取組んでいる。

2　乙は、直営店方式又はフランチャイズ方式による年中無休２４時間営業のコンビニエンスストアセブン‐イレブン店（以下「セブン‐イレブン店」という。）を展開しており、総社市内の乙の推奨に応諾して事業への参画に同意しているセブン‐イレブン店（以下「対象店舗」という。）において、第３条に定める業務を執り行うものであることを甲は確認する。

3　乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、フランチャイズ方式によるセブン‐イレブン店については、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解した上で、甲及び乙は、以下のとおり本協定締結をもって高年齢者の支援全般について合意するものとする。

（目的趣旨）

第１条　本協定は、第３条に定める業務をフランチャイズ方式によるセブン‐イレブン店に推奨することにより、甲と対象店舗が協力して事業に参画し、高年齢者の地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、見守り活動、高年齢者の積極的雇用の実施、認知症サポーター要請講座受講に努めるものとし、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

2　本協定は、前項の目的を達するため、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（責務）

第２条　甲及び乙は、事業の実施にあたって、相互理解による信頼と協力関係を構築するとともに、事業を継続的に実施することができるようその体制の確立に努めるものとする。

（業務の内容）

第３条　乙は甲と連携し、高年齢者の就業や社会参加を支援するため中高年齢者の雇用促進に努めるものとし、それに関わる求人情報・求職者に関する情報に関して、共有し合い、雇用に活かすものとする。

2　高年齢者雇用に関する各種セミナーや説明会を実施することにより、就労への意識啓発を図り、生きがいづくりへと繋げるよう努力するものとする。

3　雇用している高年齢者の健康管理・見守りに努めるものとする。

4　対象店舗は、日常の業務の範囲内において、対象者を限定せず監視的ではない「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合には、必要に応じてその状況等を甲へ連絡するものとする。

5　対象店舗は、発見した異変が安全確保の上で緊急を要すると判断した場合は、直接消防署及び警察署に通報を行うものとする。

6　異変とは、例えば、高齢者の緊急避難的店内への駆け込み、来店時における高齢者等の状況（認知症の疑い）、高齢者宅の郵便物・新聞などの管理状況、室内電灯の夜間使用状況、怒号、その他日常生活と明らかに違う状態があることをいう。

７　甲は、対象店舗から第１項により連絡を受けた場合については、対象店舗から提供された情報と甲が保有する情報を照らし合わせたうえで、状況確認又は支援等を速やかに実施するものとする。

８　第４項及び第５項の連絡・通報に伴い生じる経費は、対象店舗の負担とする。

（見守り協力者名簿への登録）

第４条　甲は、本協定の締結をもって対象店舗を見守り協力者とし、その名簿に登載するものとする。

（公表）

第５条　乙は、甲が、対象店舗の了承を得ることを条件に、当該対象店舗の名称等を、見守り協力者として、甲のホームページ等により公表することを確認する。

（免責）

第６条　甲は、対象店舗が、第３条第４項及び第５項の規定による連絡又は通報ができなかった又は遅れたことにより、当該住民に生じた問題について、乙及び対象店舗がその責任を一切負わないことにつき、予め確認・承諾する。

（個人情報の保護）

第７条　甲、乙及び対象店舗は、事業に関して知り得た個人情報を事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本協定が終了した場合においても同様とする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する１ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（解約）

第９条　前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、１ヶ月前までに相手方に書面により申し入れることにより、本協定を終了することができる。

（協議）

第１０条　本協定に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年３月２８日

甲　岡山県総社市中央一丁目１番１号
総社市

総社市長　片　岡　聡　一

乙　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社セブン - イレブン・ジャパン

代表取締役　古　屋　一　樹